

# 大規模盛土造成地の公表について

敦 賀 市

市内の造成地の中で、谷や沢を埋めた造成宅地または傾斜地盤上に腹付けした造成宅地について、国の要件に該当するもの（大規模盛土）の概ねの位置と規模を示した「大規模盛土造成地マップ」を公表します。

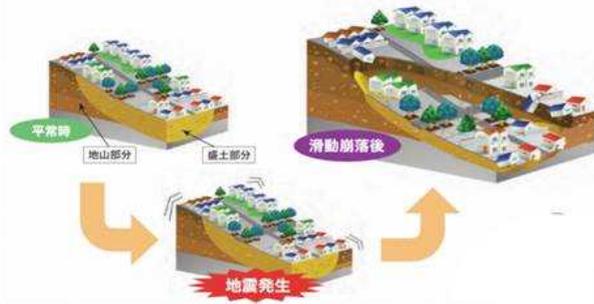
## 公表に至る経緯

近年、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に国土全体がさらされており、このような自然災害に事前から備え、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、より一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

特に震災に関しては、兵庫県南部地震（H7）や新潟県中越地震（H16）等の影響により、大規模盛土において盛土全体の地すべりの変動（活動崩落）等により多くの宅地被害が発生しました。



滑動崩落による被害状況（兵庫県南部地震）  
（国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」より）



（国土交通省「宅地耐震化の取組に関するパンフレット」より）

これらを受け、平成18年度には「宅地造成等規制法」が改正され、宅地造成に関する工事基準が見直されるとともに、県知事等が「造成宅地防災区域」を指定し、宅地所有者等に必要な勧告・命令を行えるようになりました。

その後も東北地方太平洋沖地震（H23）、熊本地震（H28）といった大震災が繰り返し発生しており、さらに昨年9月には北海道胆振東部地震が発生したことなどから、同年12月、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を3年間で集中的に実施するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

この中で、「宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策」が盛り込まれ、国交省では平成31年度中の全自治体の大規模盛土造成地マップの作成・公表を目標として設定したことから、本市においても大規模盛土造成地マップを作成し、公表を行います。

## 国が定める大規模盛土造成地とは

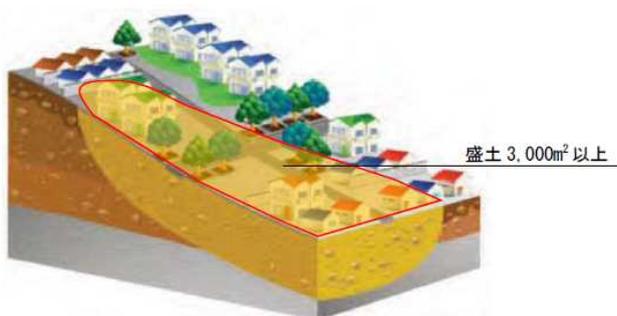
以下のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地といいます。

① 谷埋め型大規模盛土造成地

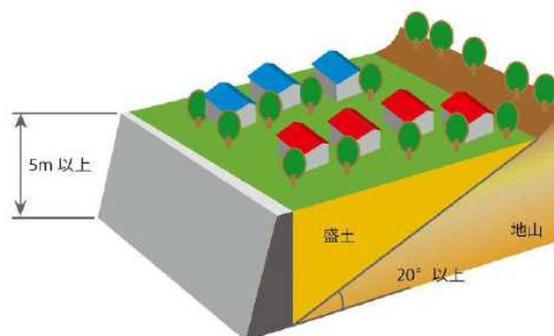
谷を埋め立てた造成地で盛土の面積が3,000平方メートル以上のもの(左下図)

② 腹付け型大規模盛土造成地

傾斜地に盛土した造成地で、地山(造成前の原地盤)の勾配が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上のもの(右下図)



谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ



腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

## 「大規模盛土造成地マップ」について

「大規模盛土造成地マップ」の作成と公表は、市民皆様の宅地の滑動崩落被害への関心を高め、防災意識の向上、防災対策の検討に役立てていただくことを目的としています。

また、今回の調査は、市全域を対象とした簡易的なものであり、今後、さらに詳細な調査を経て、安全対策に繋げていくこととなります。

なお、今回作成したマップは、造成地の中で、国が定めた上記の要件に該当するおおむねの位置(盛土された地域)と規模を示しているものであり、必ずしも地震時に被害が発生する場所を示したものではありませんので、ご注意ください。